

## 建築・設備工事の諸経费率等の改定について

令和5年7月20日

国土交通省において、営繕工事の諸経费率等を定める「公共建築工事共通費積算基準」等を改定したことから、本市においても下記のとおり諸経费率等の改定を行いますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 対象工事

金沢市が発注する建築・設備工事

※国土交通省「公共建築工事積算基準」を用いて積算する工事。

#### 2. 改定内容

諸経费率（共通仮設費及び現場管理費）等に関する改定

・原則、「公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）」に準拠。

#### 3. 適用基準日

令和5年8月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

(問い合わせ先)

都市計画課 設計技術管理室

TEL: 076-220-2375

FAX: 076-222-5119

E-mail: gikan@city.kanazawa.lg.jp